

令和5年12月 4日開会

令和5年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和5年12月定例会議案

## 議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第21号	令和5年度宮古市一般会計補正予算（第11号）
議案第22号	令和5年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
議案第23号	令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
議案第24号	令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第25号	令和5年度宮古市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第26号	令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第27号	宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第28号	宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第29号	宮古市特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第30号	宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 21 号

令和 5 年度宮古市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 5 年度宮古市一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 602,229 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,616,843 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 12 月 20 日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
11	地方交付税	11,543,464	150,129	11,693,593
	1 地方交付税	11,543,464	150,129	11,693,593
15	国庫支出金	5,671,525	142,871	5,814,396
	2 国庫補助金	2,688,788	144,118	2,832,906
	3 委託金	9,483	1,247	8,236
16	県支出金	2,248,802	2,628	2,246,174
	2 県補助金	791,635	3,031	788,604
	3 委託金	214,826	403	215,229
19	繰入金	3,101,081	311,857	3,412,938
	1 基金繰入金	3,101,081	311,857	3,412,938
補正されなかった款項にかかる額		14,449,742	/	14,449,742
** 歳入合計 **		37,014,614	602,229	37,616,843

2 歳出		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
1	議会費	220,046	11,077	208,969
	1 議会費	220,046	11,077	208,969
2	総務費	7,137,037	253,587	7,390,624
	1 総務管理費	6,313,243	255,298	6,568,541
	2 徴税费	331,389	5,555	336,944
	3 戸籍住民基本台帳費	314,546	8,871	305,675
	4 選挙費	74,622	89	74,533
	5 統計調査費	25,305	665	25,970
	6 監査委員費	28,542	1,029	29,571
3	民生費	10,945,357	26,967	10,972,324
	1 社会福祉費	6,234,924	8,080	6,226,844
	2 児童福祉費	3,349,741	26,190	3,375,931
	3 生活保護費	1,353,042	8,857	1,361,899
4	衛生費	2,899,963	2,852	2,902,815
	1 保健衛生費	1,698,618	8,647	1,707,265
	2 清掃費	972,125	5,795	966,330
6	農林水産業費	2,017,406	6,505	2,023,911
	1 農業費	739,866	16,756	756,622
	2 林業費	335,419	1,575	336,994
	3 水産業費	942,121	11,826	930,295
7	商工費	940,078	274,209	1,214,287
	1 商工費	940,078	274,209	1,214,287
8	土木費	3,240,444	17,307	3,257,751
	1 土木管理費	76,741	1,847	74,894
	2 道路橋りょう費	1,825,309	12,735	1,838,044
	4 港湾費	144,831	399	145,230
	5 都市計画費	802,825	6,017	808,842
	6 住宅費	274,343	3	274,346
9	消防費	1,806,464	2,738	1,809,202
	1 消防費	1,806,464	2,738	1,809,202
10	教育費	3,485,974	29,141	3,515,115
	1 教育総務費	567,277	21,530	588,807
	2 小学校費	833,456	4,115	829,341
	3 中学校費	476,948	4,495	472,453
	4 社会教育費	721,884	3,473	725,357
	5 保健体育費	886,409	12,748	899,157
補正されなかった款項にかかる額		4,321,845	/	4,321,845
** 歳出合計 **		37,014,614	602,229	37,616,843

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
7 商 工 費	1 商 工 費	地域内経済循環促進 (物価高騰対策)	134,600
		エネルギー価格高騰 緊急支援給付金給付 (物価高騰対策)	100,000
		省エネルギー対策推進 (物価高騰対策)	30,000
合 計			264,600

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 11 地方交付税 1 地方交付税	目	補正前の額	補正額	計
		1 地方交付税	11,543,464	150,129	11,693,593
		** 計 **	11,543,464	150,129	11,693,593

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金	目	補正前の額	補正額	計
		1 総務費国庫補助金	915,530	146,672	1,062,202
		2 民生費国庫補助金	238,526	1,179	237,347
		3 衛生費国庫補助金	284,022	1,375	282,647
		** 計 **	2,688,788	144,118	2,832,906

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 3 委託金	目	補正前の額	補正額	計
		2 民生費委託金	9,144	1,247	7,897
		** 計 **	9,483	1,247	8,236

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金	目	補正前の額	補正額	計
		2 民生費県補助金	298,342	1,958	296,384
		3 衛生費県補助金	14,021	1,073	12,948
		** 計 **	791,635	3,031	788,604

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 3 委託金	目	補正前の額	補正額	計
		1 総務費委託金	135,897	403	136,300
		** 計 **	214,826	403	215,229

節		金額	説明	
区分				
1	地方交付税	150,129	普通交付税	150,129

節		金額	説明	
区分				
3	被災者支援総合交付金	748	被災者支援総合交付金	748
8	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	147,420	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	147,420
5	地域子ども・子育て支援事業交付金	1,179	地域子ども・子育て支援事業交付金	1,179
1	感染症予防事業費等	549	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	549
5	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	1,924	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	1,924

節		金額	説明	
区分				
1	基礎年金等事務	1,247	基礎年金等事務費	1,247

節		金額	説明	
区分				
12	地域子ども・子育て支援事業交付金	1,179	地域子ども・子育て支援事業交付金	1,179
17	子ども・子育て支援事業	779	子ども・子育て支援事業	779
2	地域自殺対策強化	1,073	地域自殺対策強化交付金	1,073

節		金額	説明	
区分				
6	統計調査	414	漁業センサス	207
			住宅土地統計調査	207
8	岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙費	11	岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙費	11

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1	財政調整基金繰入金	1,004,818	313,024	1,317,842
2	市勢振興基金繰入金	651,628	1,180	650,448
10	東日本大震災復興基金繰入金	578,474	13	578,487
** 計 **		3,101,081	311,857	3,412,938

節		金額	説明	
区	分			
1	財政調整基金繰入金	313,024	財政調整基金繰入金	313,024
1	市勢振興基金繰入金	1,180	市勢振興基金繰入金	1,180
1	東日本大震災復興基金繰入金	13	東日本大震災復興基金繰入金	13

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 1 議会費 1 議会費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 議会費	220,046	11,077	208,969				
		** 計 **	220,046	11,077	208,969				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	1,425,219	136,340	1,561,559				
		2 文書広報費	221,761	5,279	216,482				
		3 財政管理費	60,555	2,261	62,816				
		4 会計管理費	47,389	3,635	51,024				
		5 財産管理費	2,138,971	69,475	2,208,446				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
11,077	1 報酬	5,952	議員報酬 6,080 会計年度任用職員報酬 128
	2 給料	3,484	職員給料 3,484
	3 職員手当等	1,126	議員期末手当 467
			扶養手当 204
			通勤手当 25
期末手当 534			
4 共済費	515	共済組合事業主負担金 304 共済組合事業主負担金 515	
11,077			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
136,340	1 報酬	18,633	会計年度任用職員報酬 18,633
	2 給料	12,543	職員給料 11,416
			会計年度任用職員給料 1,127
	3 職員手当等	60,773	扶養手当 1,225
			住居手当 1,358
			通勤手当 198
			時間外勤務手当 46,870
			宿日直手当 27
			管理職手当 1,179
			期末手当 6,813
勤勉手当 2,621			
退職手当負担金 8,615			
児童手当 2,875			
4 共済費	43,094	共済組合事業主負担金 8,436	
		公務災害補償負担金 483	
		社会保険料 34,175	
8 旅費	1,492	費用弁償 1,492	
18 負担金補助及び交付金	195	市町村職員健康福利機構負担金 195	
5,279	2 給料	3,149	職員給料 3,149
	3 職員手当等	1,299	住居手当 312
			通勤手当 25
			期末手当 613
4 共済費	831	共済組合事業主負担金 399 共済組合事業主負担金 831	
2,261	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬 137
	2 給料	681	職員給料 681
	3 職員手当等	669	扶養手当 139
			住居手当 135
通勤手当 82			
4 共済費	774	共済組合事業主負担金 339 共済組合事業主負担金 774	
3,635	1 報酬	274	会計年度任用職員報酬 274
	2 給料	1,243	職員給料 1,243
	3 職員手当等	1,149	扶養手当 120
			住居手当 7
期末手当 550			
4 共済費	969	共済組合事業主負担金 486 共済組合事業主負担金 969	
69,475	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬 137
	2 給料	4,670	職員給料 4,670

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計		計	補 正 額 の 財 源			
	2 総務費			特 定 財 源			
	1 総務管理費			国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
目	補正前の額	補 正 額	計				
6 契約管理費	53,712	4,749	48,963				
7 企画費	100,558	17,204	117,762				
8 公共交通対策費	293,782	33,712	327,494	15,500			
9 地域振興費	1,437,529	8,520	1,429,009				
10 男女共同参画推進費	14,605	266	14,339				
11 総合事務所費	313,914	4,491	318,405				
12 出張所費	80,190	6,817	87,007				
14 交通安全対策費	12,375	177	12,552				

内 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	3 職員手当等	377	扶養手当 156 通勤手当 389 期末手当 232 勤勉手当 88
	4 共済費	615	共済組合事業主負担金 615
	24 積立金	75,000	市債管理基金積立金 75,000
4,749	1 報酬	392	会計年度任用職員報酬 392
	2 給料	3,968	職員給料 3,968
	3 職員手当等	857	扶養手当 240 通勤手当 143 期末手当 560 勤勉手当 394
	4 共済費	312	共済組合事業主負担金 312
	8 旅費	4	費用弁償 4
17,204	2 給料	6,619	職員給料 6,619
	3 職員手当等	6,450	扶養手当 1,218 住居手当 648 通勤手当 268 管理職手当 589 期末手当 2,669 勤勉手当 2,354
	4 共済費	4,135	共済組合事業主負担金 4,135
18,212	18 負担金補助及び交付金	33,712	一般旅客自動車運送事業者運行支援金 33,712
8,520	1 報酬	7,470	会計年度任用職員報酬 7,470
	2 給料	111	職員給料 111
	3 職員手当等	166	住居手当 27 通勤手当 53 期末手当 617 勤勉手当 371
	4 共済費	548	共済組合事業主負担金 358 社会保険料 190
	8 旅費	225	費用弁償 225
266	1 報酬	619	会計年度任用職員報酬 619
	2 給料	191	職員給料 191
	3 職員手当等	20	期末手当 73 勤勉手当 93
	4 共済費	142	共済組合事業主負担金 142
4,491	1 報酬	411	会計年度任用職員報酬 411
	2 給料	1,544	職員給料 2,606 会計年度任用職員給料 1,062
	3 職員手当等	3,040	扶養手当 684 住居手当 24 通勤手当 663 管理職手当 期末手当 720 勤勉手当 896 夜間勤務手当 101
	4 共済費	2,598	共済組合事業主負担金 2,598
	8 旅費	14	費用弁償 14
6,817	1 報酬	1,682	会計年度任用職員報酬 1,682
	2 給料	1,392	職員給料 1,392
	3 職員手当等	2,103	扶養手当 156 通勤手当 136 期末手当 1,173 勤勉手当 1,222
	4 共済費	1,731	共済組合事業主負担金 1,731
	8 旅費	91	費用弁償 91
177	1 報酬	121	会計年度任用職員報酬 121
	3 職員手当等	41	期末手当 41
	4 共済費	15	共済組合事業主負担金 15

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		** 計 **	6,313,243	255,298	6,568,541	15,500			

会計 款 項	一般会計 2 総務費 2 徴税費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 税務総務費	161,530	10,905	172,435				
		2 賦課徴収費	169,859	5,350	164,509				
		** 計 **	331,389	5,555	336,944				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 戸籍住民基本台帳費	314,546	8,871	305,675				
		** 計 **	314,546	8,871	305,675				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 4 選挙費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 選挙管理委員会費	22,913	78	22,835				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
239,798			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
10,905	1 報酬	424	会計年度任用職員報酬 424	
	2 給料	3,742	職員給料 3,742	
	3 職員手当等	3,584	扶養手当	338
			住居手当	259
通勤手当			620	
特殊勤務手当			9	
期末手当			2,041	
4 共済費	3,155	共済組合事業主負担金 3,155		
5,350	1 報酬	766	会計年度任用職員報酬 766	
	2 給料	3,848	職員給料 3,848	
	3 職員手当等	1,373	扶養手当	120
			通勤手当	100
			特殊勤務手当	15
			期末手当	863
勤勉手当			305	
4 共済費	996	共済組合事業主負担金 996		
8 旅費	101	費用弁償 101		
5,555				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
8,871	1 報酬	1,569	会計年度任用職員報酬 1,569	
	2 給料	6,626	職員給料 6,626	
	3 職員手当等	2,486	扶養手当	438
			住居手当	434
			通勤手当	98
			期末手当	933
勤勉手当			583	
4 共済費	1,265	共済組合事業主負担金 1,265		
8 旅費	63	費用弁償 63		
8,871				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
78	2 給料	741	職員給料 741
	3 職員手当等	374	扶養手当 40 通勤手当 67

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 4 選挙費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 岩手県知事選挙及び県議会議員選挙費	51,401	11	51,390		11		
		** 計 **	74,622	89	74,533		11		

会計 款 項	一般会計 2 総務費 5 統計調査費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 統計調査総務費	15,921	251	16,172				
		2 基幹統計調査費	9,384	414	9,798		414		
		** 計 **	25,305	665	25,970		414		

会計 款 項	一般会計 2 総務費 6 監査委員費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 監査委員費	28,542	1,029	29,571				
		** 計 **	28,542	1,029	29,571				

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 社会福祉総務費	2,794,065	7,204	2,801,269	995			13

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			期末手当 226
			勤勉手当 255
	4 共済費	1,193	共済組合事業主負担金 1,193
	3 職員手当等	11	管理職特別手当 11
78			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
251	2 給料	246	職員給料 246
	3 職員手当等	1	扶養手当 78
			通勤手当 178
			期末手当 100
勤勉手当 155			
4 共済費	6	共済組合事業主負担金 6	
251	1 報酬	204	会計年度任用職員報酬 204
	3 職員手当等	206	時間外勤務手当 160
			期末手当 46
	4 共済費	4	共済組合事業主負担金 4
251			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,029	2 給料	162	職員給料 162
	3 職員手当等	434	通勤手当 39
			時間外勤務手当 50
			期末手当 132
勤勉手当 213			
4 共済費	433	共済組合事業主負担金 433	
1,029			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
6,196	1 報酬	1,583	会計年度任用職員報酬 1,583
	2 給料	1,028	職員給料 1,028
	3 職員手当等	1,925	扶養手当 33
			住居手当 324
			通勤手当 256
			期末手当 990
勤勉手当 970			
4 共済費	1,337	共済組合事業主負担金 1,337	
8 旅費	19	費用弁償 19	

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 国民年金費	8,884	1,247	7,637	1,247			
		5 老人福祉費	1,345,289	6,602	1,338,687	1,900			
		6 医療給付費	1,871,811	7,435	1,864,376				
		** 計 **	6,234,924	8,080	6,226,844	1,648			13

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 児童福祉総務費	233,163	464	233,627	1,179	1,958		1,180
		2 児童措置費	1,941,570	228	1,941,798				
		3 児童福祉施設費	1,175,008	25,498	1,200,506	900			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
	18 負担金補助及び交付金	1,350	福祉事業所等物価高騰対策支援給付金	1,350
	2 給料	307	職員給料	307
	3 職員手当等	336	住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	282 57 81 30
	4 共済費	604	共済組合事業主負担金	604
8,502	2 給料	1,997	職員給料 会計年度任用職員給料	2,459 462
	3 職員手当等	2,285	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 期末手当 勤勉手当	438 108 54 1 1,125 561
	4 共済費	702	共済組合事業主負担金	702
	18 負担金補助及び交付金	4,200	福祉事業所等物価高騰対策支援給付金	4,200
	27 繰出金	5,818	介護保険事業特別会計繰出金	5,818
7,435	1 報酬	144	会計年度任用職員報酬	144
	2 給料	163	職員給料	163
	3 職員手当等	82	扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	39 394 214 301
	4 共済費	618	共済組合事業主負担金	618
	27 繰出金	8,442	国民健康保険事業勘定特別会計繰出金	8,442
9,741				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
4,781	1 報酬	106	会計年度任用職員報酬	106
	2 給料	1,473	職員給料 会計年度任用職員給料	729 2,202
	3 職員手当等	1,342	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 特殊勤務手当	571 324 4 433 683 25
	4 共済費	719	共済組合事業主負担金	719
	8 旅費	18	費用弁償	18
228	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬	137
	3 職員手当等	47	期末手当	47
	4 共済費	44	共済組合事業主負担金	44
24,598	1 報酬	2,692	会計年度任用職員報酬	2,692
	2 給料	5,990	職員給料 会計年度任用職員給料	2,443 3,547
	3 職員手当等	4,321	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 特殊勤務手当	472 103 40 2,626 1,037 43
	4 共済費	10,649	共済組合事業主負担金	10,649

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	3,349,741	26,190	3,375,931	279	1,958		1,180

会計 款 項	一般会計 3 民生費 3 生活保護費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 生活保護総務費	88,042	8,857	96,899				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	1,353,042	8,857	1,361,899				

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健衛生総務費	688,446	11,834	700,280	1,143	1,073		
		2 予防費	459,744	745	460,489	549			
		3 環境衛生費	126,072	6,520	119,552				
		5 診療所費	54,569	1,163	55,732				
		7 エネルギー推進費	286,941	1,425	288,366	1,924			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	8 旅費	25	費用弁償 25
	18 負担金補助及び交付金	1,871	福祉事業所等物価高騰対策支援給付金 1,871
29,607			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
8,857	1 報酬	265	会計年度任用職員報酬 265	
	2 給料	4,007	職員給料 4,007	
	3 職員手当等	3,082	扶養手当	615
			住居手当	324
			通勤手当	131
			特殊勤務手当	137
			期末手当	1,036
4 共済費	1,501	共済組合事業主負担金 1,501		
8 旅費	2	費用弁償 2		
8,857				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
14,050	1 報酬	392	会計年度任用職員報酬 392	
	2 給料	61	職員給料	1,229
			会計年度任用職員給料	1,290
	3 職員手当等	2,788	扶養手当	9
			住居手当	642
			通勤手当	440
			特殊勤務手当	29
			期末手当	1,321
勤勉手当			1,894	
管理職手当			693	
4 共済費	2,814	共済組合事業主負担金 2,814		
8 旅費	1	費用弁償 1		
27 繰出金	6,684	国民健康保険診療施設勘定特別会計繰出金 6,684		
196	1 報酬	638	会計年度任用職員報酬 638	
	3 職員手当等	210	期末手当 210	
	4 共済費	9	共済組合事業主負担金 9	
	8 旅費	112	費用弁償 112	
6,520	1 報酬	242	会計年度任用職員報酬 242	
	2 給料	4,112	職員給料 4,112	
	3 職員手当等	1,639	住居手当	31
			通勤手当	68
			期末手当	750
4 共済費	1,011	共済組合事業主負担金 1,011		
1,163	1 報酬	1,040	会計年度任用職員報酬 1,040	
	3 職員手当等	94	期末手当 94	
	8 旅費	29	費用弁償 29	
3,349	1 報酬	1,277	会計年度任用職員報酬 1,277	

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	1,698,618	8,647	1,707,265	2,518	1,073		

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 2 清掃費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 清掃総務費	972,125	5,795	966,330				
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	972,125	5,795	966,330				

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 1 農業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 農業委員会費	31,859	6,067	37,926				
		2 農業総務費	96,607	8,736	105,343				
		3 農業振興費	299,454	2,617	302,071	1,000			
		4 畜産業費	26,145	3,700	29,845	1,700			
		6 国土調査費	258,684	4,364	254,320				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
	2 給料	425	職員給料	425
	3 職員手当等	1,606	扶養手当	450
			住居手当	8
			通勤手当	25
			管理職手当	1
		期末手当	424	
		勤勉手当	716	
4 共済費	719	共済組合事業主負担金	719	
8 旅費	48	費用弁償	48	
12,238				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
5,795	1 報酬	242	会計年度任用職員報酬	242
	2 給料	3,938	職員給料	3,938
			扶養手当	78
			通勤手当	149
			期末手当	603
			勤勉手当	293
4 共済費	962	共済組合事業主負担金	962	
8 旅費	14	費用弁償	14	
5,795				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
6,067	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬	137
	2 給料	1,708	職員給料	1,708
			扶養手当	78
			通勤手当	25
			時間外勤務手当	900
		管理職手当	590	
		期末手当	872	
		勤勉手当	747	
4 共済費	1,010	共済組合事業主負担金	1,010	
8,736	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬	137
	2 給料	3,969	職員給料	3,969
			扶養手当	367
			通勤手当	11
			期末手当	1,163
		勤勉手当	837	
4 共済費	2,321	共済組合事業主負担金	2,321	
8 旅費	69	費用弁償	69	
1,617	1 報酬	281	会計年度任用職員報酬	281
	3 職員手当等	93	期末手当	93
	4 共済費	43	共済組合事業主負担金	43
		18 負担金補助及び交付金	2,200	
2,000		18 負担金補助及び交付金	3,700	
4,364		1 報酬	727	

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計			補正額の財源			
	6 農林水産業費			特 定 財 源			
	1 農業費			国庫支出金	県支出金	地方債	その他
目	補正前の額	補正額	計				
** 計 **	739,866	16,756	756,622	2,700			

会計 款 項	一般会計			補正額の財源			
	6 農林水産業費			特 定 財 源			
	2 林業費			国庫支出金	県支出金	地方債	その他
目	補正前の額	補正額	計				
1 林業総務費	224,803	788	225,591				
2 林業振興費	77,375	787	78,162				
** 計 **	335,419	1,575	336,994				

会計 款 項	一般会計			補正額の財源			
	6 農林水産業費			特 定 財 源			
	3 水産業費			国庫支出金	県支出金	地方債	その他
目	補正前の額	補正額	計				
1 水産業総務費	80,344	6,559	73,785				
2 水産業振興費	399,263	198	399,461				
4 漁港建設費	362,693	7,576	355,117				
5 水産科学館費	55,479	2,111	57,590				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
	2 給料	3,024	職員給料	3,024
	3 職員手当等	1,853	扶養手当	576
			住居手当	216
			通勤手当	575
			期末手当	312
勤勉手当			174	
4 共済費	312	共済組合事業主負担金	312	
8 旅費	98	費用弁償	98	
14,056				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
788	1 報酬	371	会計年度任用職員報酬	371
	2 給料	37	職員給料	37
	3 職員手当等	148	扶養手当	168
			住居手当	300
通勤手当			22	
期末手当			18	
	勤勉手当	56		
4 共済費	306	共済組合事業主負担金	306	
787	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬	137
	2 給料	380	会計年度任用職員給料	380
	3 職員手当等	166	期末手当	166
	4 共済費	104	共済組合事業主負担金	104
1,575				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
6,559	2 給料	4,848	職員給料	4,848
	3 職員手当等	1,058	扶養手当	195
			住居手当	379
			通勤手当	23
期末手当			580	
	勤勉手当	271		
4 共済費	653	共済組合事業主負担金	653	
198	1 報酬	144	会計年度任用職員報酬	144
	3 職員手当等	46	期末手当	46
	4 共済費	8	共済組合事業主負担金	8
7,576	1 報酬	257	会計年度任用職員報酬	257
	2 給料	4,975	職員給料	4,975
	3 職員手当等	1,576	通勤手当	280
			期末手当	768
勤勉手当			528	
4 共済費	1,282	共済組合事業主負担金	1,282	
2,111	1 報酬	141	会計年度任用職員報酬	141
	2 給料	118	職員給料	175
			会計年度任用職員給料	293
	3 職員手当等	1,129	扶養手当	180

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計		目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
	6 農林水産業費	3 水産業費					特 定 財 源			
							国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
			** 計 **	942,121	11,826	930,295				

会計 款 項	一般会計		目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
	7 商工費	1 商工費					特 定 財 源			
							国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
			1 商工総務費	83,856	1,431	82,425				
			2 商工振興費	456,102	266,567	722,669	121,620			
			3 観光費	400,120	9,073	409,193	4,200			
			** 計 **	940,078	274,209	1,214,287	125,820			

会計 款 項	一般会計		目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
	8 土木費	1 土木管理費					特 定 財 源			
							国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
			1 土木総務費	76,741	1,847	74,894				
			** 計 **	76,741	1,847	74,894				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			通勤手当 期末手当 勤勉手当
	4 共済費	723	共済組合事業主負担金
11,826			
			551 398 723

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,431	1 報酬	274	会計年度任用職員報酬
	2 給料	1,037	職員給料
	3 職員手当等	318	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当
	4 共済費	350	共済組合事業主負担金
144,947	1 報酬	815	会計年度任用職員報酬
	2 給料	298	職員給料
	3 職員手当等	548	期末手当 勤勉手当
	4 共済費	306	共済組合事業主負担金
	12 委託料	134,600	地域内経済循環促進業務委託料
	18 負担金補助及び交付金	130,000	エネルギー価格高騰緊急支援給付金 省エネルギー対策推進補助金
4,873	1 報酬	977	会計年度任用職員報酬
	2 給料	768	職員給料 会計年度任用職員給料
	3 職員手当等	478	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当
	4 共済費	590	共済組合事業主負担金
	8 旅費	50	費用弁償
	18 負担金補助及び交付金	9,120	貸切観光バス事業者運行支援金
148,389			
			274 1,037 201 324 205 135 137 350 815 298 398 150 306 134,600 100,000 30,000 977 622 146 438 52 58 375 225 590 50 9,120

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,847	2 給料	1,975	職員給料
	3 職員手当等	495	扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当
	4 共済費	623	共済組合事業主負担金
1,847			
			1,975 360 37 268 170 623

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 道路橋りょう総務費	41,870	1,804	43,674				
		2 道路維持費	1,138,682	11,644	1,150,326				
		3 道路新設改良費	644,757	713	644,044				
		** 計 **	1,825,309	12,735	1,838,044				

会計 款 項	一般会計 8 土木費 4 港湾費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 港湾費	144,831	399	145,230				
		** 計 **	144,831	399	145,230				

会計 款 項	一般会計 8 土木費 5 都市計画費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 都市計画総務費	124,187	1,777	125,964				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,804	2 給料	100	職員給料 100
	3 職員手当等	718	扶養手当 24
			住居手当 258
			通勤手当 25
特殊勤務手当 1			
期末手当 453			
勤勉手当 523			
4 共済費	1,186	共済組合事業主負担金 1,186	
11,644	1 報酬	259	会計年度任用職員報酬 259
	2 給料	4,689	職員給料 3,805
			会計年度任用職員給料 884
	3 職員手当等	3,191	扶養手当 360
			通勤手当 410
			特殊勤務手当 25
			期末手当 1,595
勤勉手当 1,521			
4 共済費	3,481	共済組合事業主負担金 3,481	
8 旅費	24	費用弁償 24	
713	2 給料	962	職員給料 962
	3 職員手当等	348	扶養手当 318
			住居手当 60
			通勤手当 18
			期末手当 44
勤勉手当 32			
4 共済費	99	共済組合事業主負担金 99	
12,735			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
399	1 報酬	281	会計年度任用職員報酬 281
	2 給料	174	職員給料 174
			住居手当 324
			通勤手当 25
			管理職手当 103
			期末手当 146
			勤勉手当 208
4 共済費	138	共済組合事業主負担金 138	
8 旅費	4	費用弁償 4	
399			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,777	1 報酬	144	会計年度任用職員報酬 144
	2 給料	293	職員給料 293
			扶養手当 607
	3 職員手当等	511	通勤手当 632
			期末手当 95
勤勉手当 391			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 8 土木費 5 都市計画費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		5 公園費	99,041	4,240	103,281				
		** 計 **	802,825	6,017	808,842				

会計 款 項	一般会計 8 土木費 6 住宅費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 建築総務費	69,833	267	69,566				
		2 住宅管理費	204,510	270	204,780				270
		** 計 **	274,343	3	274,346				270

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		4 防災費	307,182	2,738	309,920				
		** 計 **	1,806,464	2,738	1,809,202				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 事務局費	368,295	12,671	380,966				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
	4 共済費	829	共済組合事業主負担金	829
4,240	2 給料	2,494	職員給料	2,494
	3 職員手当等	657	通勤手当	15
			期末手当	352
勤勉手当			320	
	4 共済費	1,089	共済組合事業主負担金	1,089
6,017				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
267	1 報酬	144	会計年度任用職員報酬	144
	2 給料	639	職員給料	639
	3 職員手当等	225	住居手当	324
			期末手当	55
勤勉手当			154	
	4 共済費	453	共済組合事業主負担金	453
	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬	137
	2 給料	262	職員給料	262
	3 職員手当等	50	扶養手当	120
			通勤手当	59
期末手当			14	
	4 共済費	345	共済組合事業主負担金	345
267				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
2,738	1 報酬	387	会計年度任用職員報酬	387
	2 給料	442	職員給料	442
	3 職員手当等	882	扶養手当	432
			住居手当	427
			通勤手当	10
			期末手当	394
	4 共済費	1,077	共済組合事業主負担金	1,077
	8 旅費	50	費用弁償	50
2,738				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
12,671	1 報酬	265	会計年度任用職員報酬	265
	2 給料	6,001	職員給料	6,001

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 教育研究所費	196,007	8,859	204,866				
		** 計 **	567,277	21,530	588,807				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 2 小学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	567,671	4,115	563,556				
		** 計 **	833,456	4,115	829,341				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 3 中学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 学校管理費	299,544	4,495	295,049				
		** 計 **	476,948	4,495	472,453				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	3 職員手当等	3,095	扶養手当 42 住居手当 108 通勤手当 573 時間外勤務手当 700 期末手当 1,502 勤勉手当 1,316
	4 共済費	3,310	共済組合事業主負担金 3,310
8,859	1 報酬	6,592	会計年度任用職員報酬 6,592
	3 職員手当等	1,715	期末手当 1,715
	4 共済費	470	共済組合事業主負担金 470
	8 旅費	82	費用弁償 82
21,530			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,115	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬 137
	2 給料	3,053	職員給料 3,816 会計年度任用職員給料 763
	3 職員手当等	1,506	扶養手当 217
			住居手当 200
			通勤手当 256
			時間外勤務手当 100
			期末手当 866
			勤勉手当 467
4 共済費	307	共済組合事業主負担金 307	
4,115			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,495	2 給料	3,560	職員給料 4,012 会計年度任用職員給料 452
	3 職員手当等	754	扶養手当 258
通勤手当 185			
時間外勤務手当 200			
期末手当 573			
勤勉手当 308			
4 共済費	181	共済組合事業主負担金 181	
4,495			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 社会教育総務費	86,501	524	87,025				
		2 公民館費	116,032	12,768	128,800				
		3 図書館費	131,289	3,374	134,663				
		5 文化振興費	235,442	13,193	222,249				
		** 計 **	721,884	3,473	725,357				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健体育総務費	65,923	14,000	79,923				
		2 体育施設費	262,921	2,542	265,463				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
524	1 報酬	1,059	会計年度任用職員報酬 1,059	
	2 給料	70	職員給料 70	
	3 職員手当等	1,128	通勤手当	5
			時間外勤務手当	1,000
			期末手当	99
			勤勉手当	34
4 共済費	511	共済組合事業主負担金 511		
8 旅費	126	費用弁償 126		
12,768	1 報酬	2,118	会計年度任用職員報酬 2,118	
	2 給料	4,630	職員給料 4,630	
	3 職員手当等	3,518	扶養手当	226
			住居手当	324
			通勤手当	121
			時間外勤務手当	400
			期末手当	1,794
勤勉手当	653			
4 共済費	2,206	共済組合事業主負担金 2,206		
8 旅費	296	費用弁償 296		
3,374	1 報酬	1,350	会計年度任用職員報酬 1,350	
	2 給料	650	職員給料 355 会計年度任用職員給料 295	
	3 職員手当等	911	時間外勤務手当	100
			期末手当	659
			勤勉手当	152
4 共済費	441	共済組合事業主負担金 441		
8 旅費	22	費用弁償 22		
13,193	1 報酬	1,341	会計年度任用職員報酬 1,341	
	2 給料	10,314	職員給料 3,219 会計年度任用職員給料 7,095	
	3 職員手当等	3,618	扶養手当	258
			住居手当	459
			通勤手当	546
			時間外勤務手当	700
			期末手当	3,161
勤勉手当	106			
4 共済費	418	共済組合事業主負担金 418		
8 旅費	184	費用弁償 184		
3,473				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
14,000	2 給料	5,137	職員給料 5,137	
	3 職員手当等	6,882	扶養手当	120
			住居手当	38
			通勤手当	75
時間外勤務手当			5,100	
期末手当			998	
勤勉手当	867			
4 共済費	1,981	共済組合事業主負担金 1,981		
2,542	1 報酬	902	会計年度任用職員報酬 902	
	2 給料	1,039	会計年度任用職員給料 1,039	
	3 職員手当等	461	通勤手当	17
			期末手当	478
4 共済費	140	共済組合事業主負担金 140		

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 学校給食費	557,565	3,794	553,771				
		** 計 **	886,409	12,748	899,157				

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明		
	区 分	金 額			
3,794	1 報酬	706	会計年度任用職員報酬	706	
	2 給料	1,196	職員給料	1,196	
	3 職員手当等		1,457	扶養手当	258
				通勤手当	15
				期末手当	735
				勤勉手当	449
4 共済費	400	共済組合事業主負担金	400		
8 旅費	35	費用弁償	35		
12,748					

(参考)

令和5年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出	年度内支出	不 用 額	翌年度	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節		予算額	(見込)額		繰越額	既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7	1	2	12	地域内経済循環促進 (物価高騰対策)	134,600			134,600		61,820			72,780
計					134,600			134,600		61,820			72,780

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出	年度内支出	不 用 額	翌年度	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節		予算額	(見込)額		繰越額	既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7	1	2	18	エネルギー価格高騰 緊急支援給付金給付 (物価高騰対策)	100,000			100,000		46,000			54,000
計					100,000			100,000		46,000			54,000

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7	1	2	18	省エネルギー対策推進 (物価高騰対策)	30,000			30,000		13,800			16,200
計					30,000			30,000		13,800			16,200

## 付 表

## 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年度支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	其 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		25,080	8,172 (3.40)			4,319	37,571	5,713	43,284	
	議 員	20	79,600		26,630 (3.40)				106,230	26,612	132,842	
	その他特別職	40	20,712						20,712		20,712	
	計	63	100,312	25,080	34,802			4,319	164,513	32,325	196,838	
補 正 前	長 等	3		25,080	7,933 (3.30)			4,319	37,332	5,184	42,516	
	議 員	22	85,680		27,097 (3.30)				112,777	26,612	139,389	
	その他特別職	40	20,712						20,712		20,712	
	計	65	106,392	25,080	35,030			4,319	170,821	31,796	202,617	
比 較	長 等				239				239	529	768	
	議 員	△ 2	△ 6,080		△ 467				△ 6,547		△ 6,547	
	その他特別職											
	計	△ 2	△ 6,080		△ 228				△ 6,308	529	△ 5,779	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 524)		1,948,561	1,600,749	3,549,310	709,725	4,259,035	
補 正 前	( 529)		1,952,009	1,507,308	3,459,317	662,521	4,121,838	
比 較	( △ 5)		△ 3,448	93,441	89,993	47,204	137,197	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	54,342	27,977	35,840	5,163	241,800	990	2,521	27,871
	補 正 前	54,080	31,076	36,824	4,908	188,420	990	2,548	27,076
	比 較	262	△ 3,099	△ 984	255	53,380		△ 27	795
職員手当の内訳	区 分	管理職員特別 勤務手当(千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)	災害派遣手当 (千円)		
	補 正 後	600	434,444	335,010	433,735	456			
	補 正 前	611	422,077	313,676	424,566	456			
	比 較	△ 11	12,367	21,334	9,169				

備考 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたものを。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,448	給与改定による増減分	39,843	給与改定による増 39,843	給料の改定率 2.10% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 43,291	採用退職、異動等による減 △ 43,291	
職員手当等	93,441	制度改正に伴う増減分	61,871	給与改定による増 12,187 期末・勤勉手当支給率改定による増 49,684	12月の支給月数を2.20月から 2.30月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	31,570	時間外勤務手当の増 47,568 採用退職、異動等による減 △ 15,998	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	労 務 職	
令和5年12月1日現在	平均給料月額 (円)	309,159	298,500
	平均給与月額 (円)	375,365	327,635
	平均年齢 (歳)	43.8	53.7

イ 級別職員数

区 分	行政職			労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年12月1日現在	1	( 57)	( 12.3)	1	( 6)	( 10.0)
	2	( 39)	( 8.4)	2	( 2)	( 3.3)
	3	( 122)	( 26.3)	3	( 4)	( 6.7)
	4	( 131)	( 28.2)	4	( 40)	( 66.7)
	5	( 71)	( 15.3)	5	( 8)	( 13.3)
	6	( 31)	( 6.7)			
	7	( 13)	( 2.8)			
	計	( 464)	( 100.0)	計	( 60)	( 100.0)

## (級別の標準的な業務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長等 主査等	副主幹等	課長等 主幹	部長等

## ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	( ) 2.200	( ) 2.300	( ) 4.500	有
補正前	( ) 2.200	( ) 2.200	( ) 4.400	有
国の制度	( ) 2.250	( ) 2.250	( ) 4.500	有

## エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円~54,150円の60月分加算)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円~54,150円の60月分加算)

## オ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	労 務 職
給料総額に対する比率(%)	0.21	0.21	0.18
支給対象職員の比率(%) (令和5年12月1日現在)	27.33	26.10	36.67
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当 社会福祉施設勤務手当 支給対象職員の比率の高い手当 社会福祉施設勤務手当・税務手当・保健業務手当		

## カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異なる	支給限度額 27,000円
通 勤 手 当	交通機関利用者	異なる 支給限度額 75,000円
	交通用具利用者	異なる 2km以上の者 2,100円~51,500円

# 給 与 費 明 細 書

## 3 会計年度任用職員

### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 391 ) 80	615,931	250,818	222,819	1,089,568	204,549	1,294,117	
補 正 前	( 378 ) 77	579,198	250,955	213,289	1,043,442	166,067	1,209,509	
比 較	( 13 ) 3	36,733	△ 137	9,530	46,126	38,482	84,608	

職員 手当 の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	8,865	1,414	9,900	560	175,935	24,875	1,270
	補 正 前	10,052	1,492	7,000	560	167,587	25,429	1,169
	比 較	△ 1,187	△ 78	2,900		8,348	△ 554	101

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

### (2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	36,733	給与改定による増減分	41,114	給与改定による増 41,114	報酬の改定率 7.49% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 4,381	実績見込みによる減 △ 4,381	
給 料	△ 137	給与改定による増減分	17,942	給与改定による増 17,942	給料の改定率 7.64% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 18,079	実績見込みによる減 △ 18,079	
職員手当等	9,530	制度改正に伴う増減分	15,583	期末手当支給率改定による増 15,583	12月の支給月数を1.25月から 1.35月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	△ 6,053	実績見込みによる減 △ 6,053	



議案第 22 号

令和 5 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9, 655 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 865, 723 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 20 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		4,386,335	1,213	4,385,122
	1 県補助金	4,386,335	1,213	4,385,122
5 繰入金		612,304	8,442	603,862
	1 他会計繰入金	595,930	8,442	587,488
補正されなかった款項にかかる額		876,739		876,739
** 歳 入 合 計 **		5,875,378	9,655	5,865,723

### 2 歳 出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		126,135	8,442	117,693
	1 総務管理費	83,617	7,566	76,051
	2 徴税費	42,068	876	41,192
5 保健事業費		93,608	1,213	92,395
	1 特定健康診査等事業費	77,464	1,052	76,412
	2 保健事業費	16,144	161	15,983
補正されなかった款項にかかる額		5,655,635		5,655,635
** 歳 出 合 計 **		5,875,378	9,655	5,865,723



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 県支出金 1 県補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 保険給付費等交付金	4,386,335	1,213	4,385,122
	** 計 **	4,386,335	1,213	4,385,122

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	595,930	8,442	587,488
	** 計 **	595,930	8,442	587,488

節		金額	説明	
区	分			
2	特別交付金	1,213	特別交付金	1,213

節		金額	説明	
区	分			
1	一般会計繰入金	8,442	一般会計繰入金	8,442

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 1 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	75,357	7,566	67,791				7,566
		** 計 **	83,617	7,566	76,051				7,566

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 1 総務費 2 徴税費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 賦課徴収費	42,068	876	41,192				876
		** 計 **	42,068	876	41,192				876

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 保健事業費 1 特定健康診査等事業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 特定健康診査等事業費	77,464	1,052	76,412		1,052		
		** 計 **	77,464	1,052	76,412		1,052		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬 137
	2 給料	4,236	職員給料 4,236
	3 職員手当等	2,261	住居手当 108 通勤手当 143 期末手当 829 勤勉手当 525 退職手当負担金 878 児童手当 300 扶養手当 78
	4 共済費	1,190	共済組合事業主負担金 1,285 公務災害補償負担金 8 社会保険料 103
	18 負担金補助及び交付金	16	市町村職員健康福利機構負担金 16

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報酬	137	会計年度任用職員報酬 137
	2 給料	261	職員給料 261
	3 職員手当等	348	扶養手当 120 通勤手当 180 期末手当 73 勤勉手当 74 退職手当負担金 141
	4 共済費	398	共済組合事業主負担金 463 社会保険料 65
	18 負担金補助及び交付金	6	市町村職員健康福利機構負担金 6

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報酬	2,217	会計年度任用職員報酬 2,217
	2 給料	1,444	会計年度任用職員給料 1,444
	3 職員手当等	94	通勤手当 22 期末手当 126 退職手当負担金 54
	4 共済費	26	共済組合事業主負担金 72 社会保険料 46
	8 旅費	152	費用弁償 152
	18 負担金補助及び交付金	7	市町村職員健康福利機構負担金 7

2 歳 出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 保健事業費 2 保健事業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健衛生普及費	16,144	161	15,983		161		
		＊ ＊ 計 ＊ ＊	16,144	161	15,983		161		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
	2 給料	140	会計年度任用職員給料	140
	3 職員手当等	167	通勤手当	41
			期末手当	50
			退職手当負担金	176
	4 共済費	134	共済組合事業主負担金	432
			社会保険料	298

# 付 表

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 9 )		30,829	23,444	54,273	10,354	64,627	
補 正 前	( 11 )		35,326	26,447	61,773	12,151	73,924	
比 較	( △ 2 )		△ 4,497	△ 3,003	△ 7,500	△ 1,797	△ 9,297	

職員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補 正 後	198	540	406	130	5,500	300	6,393	5,043
	補 正 前	156	648	729	130	5,500	300	7,389	5,642
	比 較	42	△ 108	△ 323				△ 996	△ 599
職員 手 当 の 内 訳	区 分	退職手当負担金 (千円)							
	補 正 後	4,934							
	補 正 前	5,953							
	比 較	△ 1,019							

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	△ 4,497	給与改定による増減分	864	給与改定による増	給料の改定率 3.07% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 5,361	採用退職、異動等による減 △ 5,361	
職員手当等	△ 3,003	制度改正に伴う増減分	1,244	給与改定による増 260 期末・勤勉手当支給率改定による増 984	12月の支給月数を2.20月から 2.30月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	△ 4,247	採用退職、異動等による減 △ 4,247	

### (3) 給料及び職員手当の状況

#### ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和5年12月1日現在	平均給料月額 (円)	258,989
	平均給与月額 (円)	282,859
	平均年齢 (歳)	37.3

#### イ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年12月1日現在	1	( 2 )	22.2
	2	( 1 )	11.1
	3	( 5 )	55.6
	4	( )	( )
	5	( 1 )	11.1
	6	( )	( )
	7	( )	( )
	計	( 9 )	100.0

## (級別の標準的な業務内容)

区分	1級 主事等	2級 主事等	3級 主任等	4級 係長等 主査等	5級 副主幹等	6級 課長等 主幹	7級 部長等
行政職							

## ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	( ) 2.200	( ) 2.300	( ) 4.500	有
補正前	( ) 2.200	( ) 2.200	( ) 4.400	有
国の制度	( ) 2.250	( ) 2.250	( ) 4.500	有

## エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円~54,150円の60月分加算)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円~54,150円の60月分加算)

## オ 特殊勤務手当

区 分	全職種(行政職)
給料総額に対する比率(%)	0.28
支給対象職員の比率(%) (令和5年12月1日現在)	33.34
代表的な特殊勤務手当の名称	税務手当

## カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	支給限度額 27,000円
通勤手当	交通機関利用者	異なる 支給限度額 75,000円
	交通用具利用者	異なる 2km以上の者 2,100円~51,500円

# 給 与 費 明 細 書

## 2 会計年度任用職員

### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 4 ) 5	7,682	11,103	5,964	24,749	4,299	29,048	
補 正 前	( 5 ) 4	9,625	9,519	6,131	25,275	4,250	29,525	
比 較	(△ 1) 1	△ 1,943	1,584	△ 167	△ 526	49	△ 477	

職員 手当 の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	192	44	260	90	3,976	1,402	
	補 正 前	255	44	260	90	3,958	1,524	
	比 較	△ 63				18	△ 122	

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

### (2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	△ 1,943	給与改定による増減分	466	給与改定による増	報酬の改定率 7.45% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 2,409	実績見込みによる減	△ 2,409
給 料	1,584	給与改定による増減分	615	給与改定による増	給料の改定率 5.87% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	969	実績見込みによる増	969
職員手当等	△ 167	制度改正に伴う増減分	365	期末手当支給率改定による増	12月の支給月数を1.25月から 1.35月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	△ 532	実績見込みによる減	△ 532

議案第23号

令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）

令和5年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,684千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ459,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月20日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		223,442	6,684	230,126
	1 他会計繰入金	223,442	6,684	230,126
補正されなかった款項にかかる額		229,440		229,440
** 歳入合計 **		452,882	6,684	459,566

### 2 歳出

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		314,263	6,684	320,947
	1 総務管理費	312,837	6,684	319,521
補正されなかった款項にかかる額		138,619		138,619
** 歳出合計 **		452,882	6,684	459,566



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		目	補正前の額	補正額	計
		4 繰入金					
		1 他会計繰入金					
1 一般会計繰入金					168,151	6,684	174,835
** 計 **					223,442	6,684	230,126

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項		国民健康保険診療施設勘定特別会計		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
		1 総務費						特 定 財 源			
		1 総務管理費						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 総務管理費				312,675	6,684	319,359				2,836	
** 計 **				312,837	6,684	319,521				2,836	

(単位・千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	6,684	一般会計繰入金 6,684

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説明
	区 分	金 額	
3,848	1 報酬	202	会計年度任用職員報酬 202
	2 給料	2,112	職員給料 1,524 会計年度任用職員給料 588
	3 職員手当等	881	扶養手当 1,338 通勤手当 238 特殊勤務手当 592 期末手当 662 勤勉手当 1,315 退職手当負担金 369 地域手当 11 児童手当 230
	4 共済費	3,885	共済組合事業主負担金 3,426 公務災害補償負担金 33 社会保険料 426
	8 旅費	40	費用弁償 40
	18 負担金補助及び交付金	48	市町村職員健康福利機構負担金 48
3,848			

付 表

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 22 )		96,125	96,568	192,693	35,760	228,453	
補 正 前	( 22 )		94,601	95,759	190,360	32,359	222,719	
比 較	( )		1,524	809	2,333	3,401	5,734	

職員 手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	2,136	648	4,496	16,889	1,950		2,377
	補 正 前	3,474	648	4,258	16,297	1,950		2,377
	比 較	△ 1,338		238	592			
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 後	22,156	17,356	14,848	3,527	10,185		
	補 正 前	21,702	16,041	15,311	3,516	10,185		
	比 較	454	1,315	△ 463	11			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	1,524	給与改定による増減分	1,301	給与改定による増 1,301	給料の改定率 1.37% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	223	採用退職、異動等による増 223	
職員手当等	809	制度改正に伴う増減分	2,056	給与改定による増 228 期末・勤勉手当支給率改定による増 1,828	12月の支給月数を2.20月から 2.30月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	△ 1,247	採用退職、異動等による減 △ 1,247	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
令和5年12月1日現在	平均給料月額 (円)	343,367	525,167	352,700	324,654
	平均給与月額 (円)	383,318	1,435,813	399,131	359,636
	平均年齢 (歳)	56.3	59.9	52.3	45.8

イ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年12月1日現在	1	( )	( )
	2	( )	( )
	3	( )	( )
	4	( )	( )
	5	2	66.7
	6	1	33.3
	7	( )	( )
	計	( )	( )
		3	100.0

区 分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)	
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和5年12月1日現在	1	( )	( )	1	( )	( )	( )	( )
	2	( )	( )	2	( )	( )	( )	( )
	3	( )	( )	3	( )	( )	1	7.7
	4	2	66.7	4	( )	( )	3	23.1
	5	( )	( )	5	( )	( )	( )	( )
	6	1	33.3	6	2	66.7	3	23.1
	7	( )	( )	7	( )	( )	( )	( )
計	( )	( )	計	( )	( )	( )	( )	
		3	100.0		3	100.0	13	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
行政職	主 事	主 事	主 任	事 務 長 主 査	事 務 長 副 主 幹	統括事務長
医療職(1)	医 師 歯科医師	診療所長 診療所副所長	診療所長 診療所副所長	診療所長 診療所副所長		
医療職(2)	診療放射線技師 臨床検査技師 歯科衛生士	診療放射線技師 臨床検査技師 歯科衛生士	診療放射線技師 臨床検査技師 歯科衛生士	主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任歯科衛生士	上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席歯科衛生士	
医療職(3)	准看護師	看 護 師 准看護師	看 護 師 准看護師	主任看護師 准 看 護 師	看護師長 副看護師長	

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	( ) 2.200	( ) 2.300	( ) 4.500	有
補 正 前	( ) 2.200	( ) 2.200	( ) 4.400	有
国 の 制 度	( ) 2.250	( ) 2.250	( ) 4.500	有

エ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)

オ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		医療職(一)	医療職(三)
給料総額に対する比率(%)	16.94	79.40	2.01
支給対象職員の比率(%) (令和5年12月1日現在)	59.10	100.00	76.93
代表的な特殊勤務手当の名称		医師手当 医学研究手当	防疫作業手当 往診手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容	
扶 養 手 当	同 じ		
住 居 手 当	異なる	支給限度額 27,000円	
通 勤 手 当	交通機関利用者	異なる	支給限度額 75,000円
	交通用具利用者	異なる	2km以上の者 2,100円～51,500円

# 給 与 費 明 細 書

## 2 会計年度任用職員

### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 7 ) 4	11,711	9,650	7,108	28,469	4,845	33,314	
補 正 前	( 7 ) 4	11,913	9,062	6,806	27,781	4,361	32,142	
比 較	( )	△ 202	588	302	688	484	1,172	

職員 手当 の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	619		350	120	4,474	1,545	
	補 正 前	619		350	120	4,266	1,451	
	比 較					208	94	

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

### (2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	△ 202	給与改定による増減分	717	給与改定による増	報酬の改定率 6.79% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 919	実績見込みによる減	
給 料	588	給与改定による増減分	588	給与改定による増	給料の改定率 6.49% 改定実施時期 令和5年4月1日
職員手当等	302	制度改正に伴う増減分	398	期末手当支給率改定による増	12月の支給月数を1.25月から 1.35月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	△ 96	実績見込みによる減	



議案第24号

令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,274千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,795,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月20日提出

宮古市長 山本正徳

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	介護保険料	1,211,192	7,654	1,203,538
	1 介護保険料	1,211,192	7,654	1,203,538
4	国庫支出金	1,635,512	1,433	1,634,079
	2 国庫補助金	542,955	1,433	541,522
5	支払基金交付金	1,644,520	361	1,644,881
	1 支払基金交付金	1,644,520	361	1,644,881
6	県支出金	913,976	730	913,246
	2 県補助金	52,365	730	51,635
8	繰入金	1,194,995	5,818	1,189,177
	1 他会計繰入金	1,072,700	5,818	1,066,882
補正されなかった款項にかかる額		211,070		211,070
** 歳入合計 **		6,811,265	15,274	6,795,991

### 2 歳出

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	129,106	5,312	123,794
	1 総務管理費	77,338	1,697	75,641
	2 認定調査費	29,369	699	30,068
	3 宮古地区介護認定審査会費	22,399	4,314	18,085
4	地域支援事業費	353,323	3,254	350,069
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	103,100	1,338	104,438
	2 包括的支援事業・任意事業費	250,223	4,592	245,631
5	保健福祉事業費	17,747	6,708	11,039
	1 保健福祉事業費	17,747	6,708	11,039
補正されなかった款項にかかる額		6,311,089		6,311,089
** 歳出合計 **		6,811,265	15,274	6,795,991



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 介護保険料 1 介護保険料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 第1号被保険者保険料	1,211,192	7,654	1,203,538
	** 計 **	1,211,192	7,654	1,203,538

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 2 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	2 地域支援事業交付金	100,833	1,433	99,400
	** 計 **	542,955	1,433	541,522

会計 款 項	介護保険事業特別会計 5 支払基金交付金 1 支払基金交付金			
	目	補正前の額	補正額	計
	2 地域支援事業交付金	21,060	361	21,421
	** 計 **	1,644,520	361	1,644,881

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 2 県補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 地域支援事業交付金	52,365	730	51,635
	** 計 **	52,365	730	51,635

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	1,072,700	5,818	1,066,882
	** 計 **	1,072,700	5,818	1,066,882

節		金額	説明	
区分				
1	現年度特別徴収分	7,654	現年度分	7,654

節		金額	説明	
区分				
1	介護予防・日常生活支援総合事業	334	現年度分	334
2	包括的支援・任意事業	1,767	現年度分	1,767

節		金額	説明	
区分				
1	介護予防事業	361	現年度分	361

節		金額	説明	
区分				
1	介護予防・日常生活支援総合事業	167	現年度分	167
2	包括的支援・任意事業	897	現年度分	897

節		金額	説明	
区分				
1	一般会計繰入金	5,818	一般会計繰入金	5,818

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	77,338	1,697	75,641				1,697
		** 計 **	77,338	1,697	75,641				1,697

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 総務費 2 認定調査費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 認定調査費	29,369	699	30,068				699
		** 計 **	29,369	699	30,068				699

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 総務費 3 宮古地区介護認定審査会費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 認定審査会費	22,399	4,314	18,085				4,314
		** 計 **	22,399	4,314	18,085				4,314

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 地域支援事業費 1 介護予防・日常生活支援総合事業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 一般介護予防事業費	17,178	1,338	18,516	334	167		530

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報酬	237	会計年度任用職員報酬 237
	2 給料	2,521	職員給料 2,521
	3 職員手当等		扶養手当 78 通勤手当 231 期末手当 116 勤勉手当 74 退職手当負担金 187 児童手当 150
	4 共済費	592	共済組合事業主負担金 474 公務災害補償負担金 4 社会保険料 114
	18 負担金補助及び交付金	5	市町村職員健康福利機構負担金 5

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報酬	364	会計年度任用職員報酬 364
	3 職員手当等	123	期末手当 123
	4 共済費	212	共済組合事業主負担金 36 社会保険料 176

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報酬	144	会計年度任用職員報酬 144
	2 給料	1,539	職員給料 1,539
	3 職員手当等	2,374	住居手当 324 期末手当 734 勤勉手当 523 退職手当負担金 793
	4 共済費	612	共済組合事業主負担金 653 公務災害補償負担金 1 社会保険料 42
	8 旅費	83	費用弁償 83
	18 負担金補助及び交付金	16	市町村職員健康福利機構負担金 16

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
307	1 報酬	112	会計年度任用職員報酬 112
	2 給料	457	職員給料 457
	3 職員手当等	331	住居手当 12

## 2 歳 出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 地域支援事業費 1 介護予防・日常生活支援総合事業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		** 計 **	103,100	1,338	104,438	334	167		530

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 地域支援事業費 2 包括的支援事業・任意事業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 包括的支援事業費	212,336	4,592	207,744	1,767	897		675
		** 計 **	250,223	4,592	245,631	1,767	897		675

会計 款 項	介護保険事業特別会計 5 保健福祉事業費 1 保健福祉事業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健福祉事業費	17,747	6,708	11,039				
		** 計 **	17,747	6,708	11,039				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			通勤手当 26
			期末手当 185
			勤勉手当 137
			退職手当負担金 23
	4 共済費	433	共済組合事業主負担金 380
			公務災害補償負担金 8
			社会保険料 61
	18 負担金補助及び交付金	5	市町村職員健康福利機構負担金 5
307			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,253	1 報酬	238	会計年度任用職員報酬 238
	2 給料	3,135	職員給料 3,135
	3 職員手当等	1,444	扶養手当 78
			通勤手当 282
			特殊勤務手当 3
			時間外勤務手当 200
			期末手当 601
			勤勉手当 283
退職手当負担金 463			
児童手当 60			
	4 共済費	194	共済組合事業主負担金 521
			公務災害補償負担金 1
			社会保険料 326
	8 旅費	47	費用弁償 47
	18 負担金補助及び交付金	10	市町村職員健康福利機構負担金 10
1,253			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
6,708	1 報酬	177	会計年度任用職員報酬 177
	2 給料	3,710	職員給料 3,710
	3 職員手当等	1,946	住居手当 38
			通勤手当 2
			時間外勤務手当 200
			期末手当 754
			勤勉手当 729
			退職手当負担金 623
	4 共済費	1,216	共済組合事業主負担金 1,309
			公務災害補償負担金 12
			社会保険料 105
	18 負担金補助及び交付金	13	市町村職員健康福利機構負担金 13
6,708			

付 表

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 15 )		50,347	39,624	89,971	17,606	107,577	
補 正 前	( 17 )		60,795	45,298	106,093	19,379	125,472	
比 較	( △ 2 )		△ 10,448	△ 5,674	△ 16,122	△ 1,773	△ 17,895	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	
	補 正 後	732	934	454	92	8,400	500	590	
	補 正 前	732	1,284	995	89	8,000	500	590	
	比 較		△ 350	△ 541	3	400			
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)					
	補 正 後	11,233	8,601	8,088					
	補 正 前	13,052	9,925	10,131					
	比 較	△ 1,819	△ 1,324	△ 2,043					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	△ 10,448	給与改定による増減分	1,045	給与改定による増 1,045	給料の改定率 2.25% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 11,493	採用退職、異動等による減 △ 11,493	
職員手当等	△ 5,674	制度改正に伴う増減分	2,304	給与改定による増 303 勤勉手当支給率改定による増 2,001	12月の支給月数を2.20月から 2.30月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	△ 7,978	時間外勤務手当の増 97 採用退職、異動等による減 △ 8,075	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和5年12月1日現在	平均給料月額 (円)	289,820
	平均給与月額 (円)	335,448
	平均年齢 (歳)	42.1

イ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年12月1日現在	1	( 2 )	( 13.3 )
	2	( 2 )	( 13.3 )
	3	( 5 )	( 33.4 )
	4	( 3 )	( 20.0 )
	5	( 2 )	( 13.3 )
	6	( 1 )	( 6.7 )
	7	( )	( )
	計	15	100.0

## (級別の標準的な業務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長等 主査等	副主幹等	課長等 主幹	部長等

## ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	( ) 2.200	( ) 2.300	( ) 4.500	有
補正前	( ) 2.200	( ) 2.200	( ) 4.400	有
国の制度	( ) 2.250	( ) 2.250	( ) 4.500	有

## エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円~54,150円の60月分加算)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円~54,150円の60月分加算)

## オ 特殊勤務手当

区 分	全職種(行政職)
給料総額に対する比率(%)	0.33
支給対象職員の比率(%) (令和5年12月1日現在)	46.16
代表的な特殊勤務手当の名称	保健業務手当

## カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	支給限度額 27,000円
通勤手当	交通機関利用者	支給限度額 75,000円
	交通用具利用者	2km以上の者 2,100円~51,500円

# 給 与 費 明 細 書

## 2 会計年度任用職員

### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 14 )	27,156		5,276	32,432	5,630	38,062	
補 正 前	( 14 )	25,884		5,122	31,006	4,642	35,648	
比 較	( )	1,272		154	1,426	988	2,414	

職員 手当 の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後					5,276		
	補 正 前					5,122		
	比 較					154		

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

### (2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	1,272	給与改定による増減分	1,629	給与改定による増	報酬の改定率 6.76% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 357	実績見込みによる減	
職員手当等	154	制度改正に伴う増減分	516	期末手当支給率改定による増	12月の支給月数を1.25月から 1.35月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	△ 362	実績見込みによる減	

議案第25号

令和5年度宮古市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度宮古市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度宮古市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（4）主要建設改良事業			
（イ）配水設備改良費	504,191千円	959千円	505,150千円
（収益的支出の補正）			

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	1,498,586千円	5,791千円	1,504,377千円
第1項 営業費用	1,450,948千円	5,791千円	1,456,739千円
（資本的支出の補正）			

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額482,016千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,124千円、過年度分損益勘定留保資金60,924千円、当年度分損益勘定留保資金279,164千円、減債積立金16,500千円及び建設改良積立金84,304千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額482,975千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,124千円、過年度分損益勘定留保資金60,924千円、当年度分損益勘定留保資金279,164千円、減債積立金16,500千円及び建設改良積立金85,263千円」に改め、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	735,822千円	959千円	736,781千円
第1項 建設改良費	528,941千円	959千円	529,900千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）			

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	222,461千円	6,752千円	229,213千円

令和5年12月20日提出

宮古市長 山本正徳

令和5年度宮古市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画(税込)

収 益 の 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1水道事業費用			1,498,586	5,791	1,504,377	
	1営業費用		1,450,948	5,791	1,456,739	給与費 5,793 県福利機構負担金 △2
		1 原水及び浄水費	349,053	△ 3,318	345,735	給与費 △3,306 県福利機構負担金 △12
		2 配水及び給水費	149,081	2,122	151,203	給与費 2,120 県福利機構負担金 2
		4 業 務 費	98,582	1,354	99,936	給与費 1,354 県福利機構負担金 -
		5 総 係 費	101,753	5,633	107,386	給与費 5,625 県福利機構負担金 8

資 本 の 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1資本の支出			735,822	959	736,781	
	1建設改良費		528,941	959	529,900	給与費 959 県福利機構負担金 -
		1 配水設備改良費	504,191	959	505,150	給与費 959 県福利機構負担金 -

# 令和5年度 宮古市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	317,000
減価償却費	723,715,000
固定資産除却費	13,106,000
引当金の増減額(△は減少)	4,754,000
長期前受金戻入額	△ 457,657,000
支払利息	40,687,000
受取利息及び受取配当金	△ 19,000
未収金の増減額(△は増加)	260,667,000
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
未払金の増減額(△は減少)	△ 184,312,982
前受金の増減額(△は減少)	△ 6,534
預り金の増減額(△は減少)	△ 47,659,978
小計	353,591,506
利息及び配当金の受取額	19,000
利息の支払額	△ 40,687,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>312,923,506</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 484,276,000
有形固定資産の売却による収入	1,000
無形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	156,486,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 327,789,000</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	50,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 206,881,000
他会計からの出資による収入	42,819,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 114,062,000</u>
資金増加額(又は減少額)	△ 128,927,494
資金期首残高	<u>1,444,843,641</u>
資金期末残高	1,315,916,147

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)		
補正後	損益勘定支弁職員 ( 21 )	85,037	69,744	154,781	31,639	186,420
	資本勘定支弁職員 ( 3 )	12,393	10,607	23,000	3,075	26,075
	合 計 ( 24 )	97,430	80,351	177,781	34,714	212,495
補正前	損益勘定支弁職員 ( 22 )	87,976	66,649	154,625	28,948	183,573
	資本勘定支弁職員 ( 3 )	12,056	10,033	22,089	3,027	25,116
	合 計 ( 25 )	100,032	76,682	176,714	31,975	208,689
比 較	損益勘定支弁職員 △ 1	△ 2,939	3,095	156	2,691	2,847
	資本勘定支弁職員 ( )	337	574	911	48	959
	合 計 △ 1	△ 2,602	3,669	1,067	2,739	3,806

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	2,929	1,598	1,707	260	8,592	176
	補正前	2,226	1,254	1,295	260	9,242	176
	比 較	703	344	412		-650	
	区 分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	1,925	22,326	17,373	1,380	16,419	5,666
	補正前	1,925	21,590	16,549	1,400	15,099	5,666
	比 較		736	824	-20	1,320	

備考 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	△2602	給与改定による増減分	1,495	給与改定による増 1,495	給料の改定率 1.56% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 4,097	退職、異動等による減 △4,097	
職員手当等	3,669	制度改正に伴う増減分	2,142	給与改定による増 373	12月の支給月数を2.20月から2.30月に改定(0.1月増)
				期末・勤勉手当支給率改定による増 1,769	
		その他の増減分	1,527	時間外勤務手当の減 △784 退職、異動等による増 2,311	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和5年12月1日現在	平均給料月額(円)	338,642
	平均給与月額(円)	388,388
	平均年齢(歳)	50.4

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年12月1日現在	1	0	0.0
	2	1	4.2
	3	6	25.0
	4	9	37.5
	5	5	20.8
	6	2	8.3
	7	1	4.2
	計	24	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長 主査	副主幹	課長等	部長

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.200	2.300	4.500	有
補 正 前	2.200	2.200	4.400	有
一般会計の制度	2.250	2.250	4.500	有

エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709
区 分	その他の加算措置等			
支 給 率 等	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)			
一般会計の制度 (支給率等)	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)			

オ 特殊勤務手当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.27
支給対象職員の比率 (令和5年12月1日現在) (%)	20.83
代表的な特殊勤務手当の名称	滞納処分手当 劇薬物取扱手当

カ その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	交通機関利用者	同 じ
	交通用具利用者	同 じ

## 給 与 費 明 細 書

### 2 会計年度任用職員

#### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	( 5 )	12,122	3,335	15,457	1,261	16,718
	資本勘定支弁職員	( )					
	合 計	( 5 )	12,122	3,335	15,457	1,261	16,718
補正前	損益勘定支弁職員	( 5 )	9,560	2,653	12,213	1,559	13,772
	資本勘定支弁職員	( )					
	合 計	( 5 )	9,560	2,653	12,213	1,559	13,772
比 較	損益勘定支弁職員	( )	2,562	682	3,244	△ 298	2,946
	資本勘定支弁職員	( )					
	合 計	( )	2,562	682	3,244	△ 298	2,946

職員手当の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	270	12	293	74	2,686
	補正前	245	12	293	74	2,029
	比 較	25				657

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

#### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明
給 料	2,562	給与改定による増減分	733	給与改定による増 733 給料の改定率 6.44% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	1,829	実績見込みによる増 1,829
職員手当等	682	制度改正に伴う増減分	249	期末手当支給率改定による増 249 12月の支給月数を1.25月から 1.35月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	433	実績見込みによる増 433

令和5年度 宮古市水道事業予定貸借対照表(税抜)

(令和6年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 165,695,907

ロ 建 物 2,172,643,316

減価償却累計額 △ 1,349,956,952 822,686,364

ハ 構 築 物 25,944,543,510

減価償却累計額 △ 14,394,223,065 11,550,320,445

ニ 機 械 及 び 装 置 6,819,959,483

減価償却累計額 △ 5,192,159,885 1,627,799,598

ホ 車 両 運 搬 具 22,702,041

減価償却累計額 △ 21,567,523 1,134,518

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 47,644,690

減価償却累計額 △ 42,106,593 5,538,097

ト 建 設 仮 勘 定 130,471,816

有形固定資産合計 14,303,646,745

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 64,900

ロ 施 設 利 用 権 6,708,330

無形固定資産合計 6,773,230

固定資産合計 14,310,419,975

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 1,315,916,147

(2) 未 収 金 21,217,393

貸倒引当金 △ 2,488,000 18,729,393

(3) 貯 蔵 品 14,969,989

流動資産合計 1,349,615,529

資 産 合 計 15,660,035,504

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する  
企業債 2,789,609,469

ロ その他の企業債 11,300,000

企業債合計 2,800,909,469

(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	56,660,000		
ロ 修繕引当金	<u>51,691,637</u>		
引当金合計		<u>108,351,637</u>	
固定負債合計			2,909,261,106
<b>4 流動負債</b>			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する			
企業債	<u>211,684,078</u>		
企業債合計		211,684,078	
(2) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>16,907,000</u>		
引当金合計		16,907,000	
(3) その他流動負債		<u>200,000</u>	
流動負債合計			228,791,078
<b>5 繰延収益</b>			
長期前受金		10,453,147,466	
収益化累計額		<u>△ 3,074,567,340</u>	
繰延収益合計			<u>7,378,580,126</u>
負債合計			<u><u>10,516,632,310</u></u>

## 資 本 の 部

<b>6 資本金</b>			
(1) 固有資本金		45,946,853	
(2) 出資金		588,474,918	
(3) 組入資本金		<u>3,239,859,932</u>	
資本金合計			3,874,281,703
<b>7 剰余金</b>			
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	404,041,058		
ロ 利益積立金	127,000,000		
ハ 建設改良積立金	664,818,889		
ニ 水源保護対策積立金	70,496,838		
ホ 当年度未処分利益			
剰余金	<u>2,764,706</u>		
利益剰余金合計		<u>1,269,121,491</u>	
剰余金合計			<u>1,269,121,491</u>
資本合計			<u>5,143,403,194</u>
負債資本合計			<u><u>15,660,035,504</u></u>



議案第26号

令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度宮古市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（3）主要建設改良事業			
（イ）公共下水道整備費	180,177千円	1,267千円	181,444千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,515,737千円	4,490千円	1,520,227千円
第1項 営業費用	1,385,302千円	4,490千円	1,389,792千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額464,591千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,078千円、当年度分損益勘定留保資金442,993千円、減債積立金19,520千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額465,858千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,102千円、当年度分損益勘定留保資金442,993千円、減債積立金20,763千円」に改め、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	1,083,113千円	1,267千円	1,084,380千円
第1項 建設改良費	180,177千円	1,267千円	181,444千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	79,628千円	5,752千円	85,380千円

令和5年12月20日提出

宮古市長 山本正徳

令和5年度宮古市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画(税込)

収 益 の 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考	
1	下水道事業 費用		1,515,737	4,490	1,520,227		
	1	営業費用	1,385,302	4,490	1,389,792	給与費 4,488 県福利機構負担金 2	
		6	水質規制費	28,987	2,370	31,357	給与費 2,366 県福利機構負担金 4
		7	普及促進指導費	15,199	1,512	16,711	給与費 1,511 県福利機構負担金 1
		9	総 係 費	40,993	608	41,601	給与費 611 県福利機構負担金 △3

資 本 の 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考	
1	資本の支出		1,083,113	1,267	1,084,380		
	1	建設改良費	180,177	1,267	181,444	給与費 1,264 県福利機構負担金 3	
		1	公共下水道整備費 ( 補 助 )	164,445	1,267	165,712	給与費 1,264 県福利機構負担金 3

# 令和5年度 宮古市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	7,548,000
減価償却費	858,936,000
固定資産除却費	40,070,000
引当金の増減額(△は減少)	△ 2,045,000
長期前受金戻入額	△ 456,013,000
支払利息	97,569,000
受取利息及び受取配当金	△ 10,000
未収金の増減額(△は増加)	348,254,760
未払金の増減額(△は減少)	△ 235,962,081
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 7,927,970
小計	650,419,709
利息及び配当金の受取額	10,000
利息の支払額	△ 97,569,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	552,860,709

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 167,008,000
国庫補助金等による収入	77,645,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 89,363,000

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	67,400,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 563,464,000
その他の企業債による収入	380,300,000
その他の企業債の償還による支出	△ 339,471,000
一般会計からの繰入金による収入	80,843,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 374,392,000

資金増加額(又は減少額)	89,105,709
資金期首残高	292,396,122
資金期末残高	381,501,831

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)		
補正後	損益勘定支弁職員 ( 6 )	23,236	21,163	44,399	8,069	52,468
	資本勘定支弁職員 ( 3 )	11,700	7,542	19,242	3,833	23,075
	合 計 ( 9 )	34,936	28,705	63,641	11,902	75,543
補正前	損益勘定支弁職員 ( 6 )	24,434	17,364	41,798	7,680	49,478
	資本勘定支弁職員 ( 3 )	11,076	7,242	18,318	3,493	21,811
	合 計 ( 9 )	35,510	24,606	60,116	11,173	71,289
比 較	損益勘定支弁職員 ( )	△ 1,198	3,799	2,601	389	2,990
	資本勘定支弁職員 ( )	624	300	924	340	1,264
	合 計 ( )	△ 574	4,099	3,525	729	4,254

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	1,054	577	900	3,988	80	7,786
	補正前	1,254		602	3,908	80	7,265
	比 較	△ 200	577	298	80		521
職員手当の内訳	区 分	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)			
	補正後	5,997	520	7,803			
	補正前	5,269	600	5,628			
	比 較	728	△ 80	2,175			

備考 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 574	給与改定による増減分	505	給与改定による増 505	給料の改定率 1.47% 改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 1,079	職員の異動等による減 △ 1,079	
職員手当等	4,099	制度改正に伴う増減分	978	給与改定による増 137	12月の支給月数を2.20月から 2.30月に改定(0.1月増)
				期末・勤勉手当支給率改定による増 841	
		その他の増減分	3,121	時間外勤務手当の増 24 職員の異動等による増 3,097	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和5年12月1日現在	平均給料月額(円)	323,944
	平均給与月額(円)	372,808
	平均年齢(歳)	52.4

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年12月1日現在	1		
	2		
	3	2	22.2
	4	6	66.7
	5	1	11.1
	6		
	7		
	計	9	100.0

(級別の標準的な業務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事等	主事等	主任等	係長 主査	副主幹	課長等	部長

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級 による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.200	2.300	4.500	有
補正前	2.200	2.200	4.400	有
一般会計の制度	2.200	2.300	4.500	有

エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709
区 分	その他の加算措置等			
支給率等	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)			
一般会計の制度 (支給率等)	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算) 退職手当調整額 (在級期間により21,700円～54,150円の60月分加算)			

オ その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	交通機関利用者	同 じ
	交通用具利用者	同 じ

## 給 与 費 明 細 書

### 2 会計年度任用職員

#### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	( 3 )	5,942	1,718	7,660	2,177	9,837
	資本勘定支弁職員	( )					
	合 計	( 3 )	5,942	1,718	7,660	2,177	9,837
補正前	損益勘定支弁職員	( 3 )	5,563	1,540	7,103	1,236	8,339
	資本勘定支弁職員	( )					
	合 計	( 3 )	5,563	1,540	7,103	1,236	8,339
比較	損益勘定支弁職員	( )	379	178	557	941	1,498
	資本勘定支弁職員	( )					
	合 計	( )	379	178	557	941	1,498

職員 手当 の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	234	112	38	1,334
	補正前	192	112	38	1,198
	比 較	42			136

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

#### (2) 職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)		説 明
給 料	379	給料改定による増減分	379	給与改定による増 379 給料の改定率 6.82% 改定実施時期 令和5年4月1日
職員手当等	178	制度改正に伴う増減分	129	期末手当支給率改定による増 129 12月の支給月数を1.25月から 1.35月に改定(0.1月増)
		その他の増減分	49	実績見込みによる増 49

令和5年度 宮古市下水道事業予定貸借対照表(税抜)

(令和6年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,166,513,601	
ロ 建 物	4,560,347,928		
減価償却累計額	<u>△ 2,243,214,861</u>	2,317,133,067	
ハ 構 築 物	24,021,504,788		
減価償却累計額	<u>△ 9,640,641,486</u>	14,380,863,302	
ニ 機 械 及 び 装 置	5,467,161,666		
減価償却累計額	<u>△ 2,846,744,633</u>	2,620,417,033	
ホ 車 両 運 搬 具	2,086,781		
減価償却累計額	<u>△ 1,982,590</u>	104,191	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	4,732,500		
減価償却累計額	<u>△ 3,446,880</u>	1,285,620	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>144,522,340</u>	
有形固定資産合計			<u>20,630,839,154</u>
固定資産合計			20,630,839,154

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		381,501,831	
(2) 未 収 金		53,087,178	
貸倒引当金	<u>△ 1,490,000</u>	<u>51,597,178</u>	
流動資産合計			<u>433,099,009</u>
資産合計			<u><u>21,063,938,163</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する 企業債		4,370,135,455	
ロ その他の企業債		<u>1,735,006,850</u>	
企業債合計			6,105,142,305

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金		5,646,000	
ロ 修繕引当金		<u>239,489,271</u>	

引当金合計		<u>245,135,271</u>	
固定負債合計			6,350,277,576
<b>4 流動負債</b>			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する			
企業債	525,378,493		
ロ その他の企業債	<u>291,293,028</u>		
企業債合計		816,671,521	
(2) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>6,037,284</u>		
引当金合計		<u>6,037,284</u>	
流動負債合計			822,708,805
<b>5 繰延収益</b>			
長期前受金		20,959,943,862	
収益化累計額		<u>△ 9,356,876,182</u>	
繰延収益合計			<u>11,603,067,680</u>
負債合計			<u>18,776,054,061</u>

## 資 本 の 部

<b>6 資 本 金</b>			
(1) 固有資本金		238,536,236	
(2) 出資金		8,629,032	
(3) 組入資本金		<u>1,560,232,523</u>	
資本金合計			1,807,397,791
<b>7 剰 余 金</b>			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	138,271,615		
ロ 他会計負担金	39,162,600		
ハ 国庫補助金	<u>123,861,264</u>		
資本剰余金合計		301,295,479	
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	79,280,657		
ロ 利益積立金	5,751,000		
ハ 建設改良積立金	85,735,820		
ニ 当年度未処分利益			
剰余金	<u>8,423,355</u>		
利益剰余金合計		<u>179,190,832</u>	
剰余金合計			<u>480,486,311</u>
資本合計			<u>2,287,884,102</u>
負債資本合計			<u>21,063,938,163</u>



議案第 27 号

宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 8 条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額 <u>415,600</u> 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減額して、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 70</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 21 条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員)にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項にお</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 8 条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額 <u>414,800</u> 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減額して、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 21 条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員)にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項にお</p>

いて同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	いて同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,400	209,700	242,900	273,900	298,000	326,000	368,800
	2	164,500	211,400	244,500	275,600	300,100	328,200	371,400
	3	165,700	213,100	245,900	277,100	302,100	330,400	373,800
	4	166,800	214,700	247,300	278,700	304,000	332,400	376,200
	5	167,900	216,200	248,500	280,200	305,900	334,400	378,100
	6	169,000	218,000	250,100	281,900	307,700	336,500	380,700
	7	170,100	219,700	251,600	283,700	309,300	338,400	383,000
	8	171,200	221,400	253,000	285,600	310,900	340,300	385,500
	9	172,200	222,900	254,200	287,300	312,500	342,200	387,900
	10	173,700	224,500	255,600	289,200	314,800	344,200	390,600
	11	175,000	226,000	257,100	291,000	317,000	346,200	393,200
	12	176,300	227,500	258,400	292,800	319,000	348,300	395,800
	13	177,500	228,800	259,700	294,700	321,000	350,100	398,100
	14	179,000	230,300	260,900	296,300	323,000	352,100	400,400
	15	180,500	231,800	262,100	297,700	325,000	354,000	402,700
	16	182,100	233,200	263,300	299,100	326,900	355,900	405,000
	17	183,200	234,700	264,600	300,600	328,800	357,700	406,800
	18	184,700	236,200	265,900	302,600	330,800	359,700	408,700
	19	186,100	237,700	267,200	304,700	332,700	361,500	410,600
	20	187,500	239,100	268,500	306,500	334,600	363,400	412,500
	21	188,800	240,300	269,900	308,200	336,400	365,300	414,300
	22	191,100	241,900	271,400	310,100	338,400	367,200	416,100
	23	193,300	243,500	273,100	312,000	340,400	369,200	417,900
24	195,600	244,900	274,600	313,900	342,300	371,100	419,700	

25	197,800	245,900	276,200	315,600	343,700	373,000	421,300
26	199,500	247,400	277,900	317,600	345,700	374,900	422,800
27	201,000	248,700	279,500	319,600	347,600	376,800	424,400
28	202,500	249,800	281,100	321,500	349,500	378,800	425,900
29	204,000	250,900	282,800	323,200	351,100	380,300	427,400
30	205,500	251,900	284,300	325,300	353,000	382,100	428,600
31	206,900	252,800	285,800	327,300	354,800	383,900	429,900
32	208,300	253,800	287,300	329,300	356,700	385,500	431,100
33	209,700	254,700	288,400	330,500	358,500	387,200	432,300
34	211,000	255,600	290,000	332,500	360,300	388,600	433,600
35	212,300	256,400	291,600	334,500	362,000	390,100	435,000
36	213,700	257,300	293,100	336,500	363,700	391,500	436,200
37	215,000	258,000	294,500	338,400	365,100	392,900	437,400
38	216,200	259,100	296,100	340,300	366,400	394,100	438,200
39	217,400	260,200	297,700	342,200	367,800	395,300	439,000
40	218,500	261,400	299,300	344,100	369,200	396,300	439,800
41	219,600	262,500	300,800	346,000	370,300	397,400	440,400
42	220,700	263,700	302,500	347,900	371,200	398,600	441,100
43	221,700	264,800	304,000	349,700	372,200	399,700	441,800
44	222,700	265,900	305,500	351,500	373,300	400,900	442,500
45	223,700	267,000	307,100	353,000	374,100	401,600	443,300
46	224,600	268,100	308,700	354,400	375,000	402,300	444,100
47	225,500	269,200	310,300	355,800	375,900	403,000	444,500
48	226,400	270,300	311,900	357,400	376,700	403,700	445,300
49	227,300	271,300	312,800	358,900	377,500	404,200	445,800
50	228,200	272,300	314,300	359,700	378,400	404,800	446,200
51	229,100	273,300	315,800	360,700	379,200	405,300	446,600
52	230,000	274,200	317,400	361,700	379,900	405,700	447,000
53	230,800	275,100	319,000	362,600	380,600	406,100	447,400
54	231,700	276,000	320,600	363,700	381,300	406,400	447,800
55	232,700	276,900	322,100	364,600	382,000	406,700	448,200
56	233,500	277,800	323,700	365,600	382,700	407,000	448,500
57	233,800	278,700	325,100	366,500	383,200	407,300	448,800
58	234,600	279,700	326,300	367,300	383,800	407,600	449,200
59	235,300	280,600	327,400	368,000	384,400	407,900	449,500
60	235,900	281,500	328,500	368,600	385,100	408,200	449,800
61	236,500	282,500	329,200	369,000	385,500	408,500	450,100
62	237,200	283,500	330,100	369,600	386,200	408,800	
63	237,800	284,400	330,900	370,300	386,800	409,100	
64	238,300	285,300	331,700	371,000	387,400	409,400	

65	238,800	285,800	332,500	371,300	387,800	409,700
66	239,300	286,500	332,900	372,000	388,400	410,000
67	239,900	287,200	333,600	372,700	389,000	410,300
68	240,500	288,100	334,300	373,300	389,700	410,600
69	241,000	289,200	335,100	373,600	390,100	410,800
70	241,500	290,000	335,800	374,200	390,600	411,100
71	242,000	290,800	336,500	374,900	391,100	411,400
72	242,500	291,600	337,100	375,500	391,700	411,800
73	243,000	292,300	337,600	375,800	392,000	412,000
74	243,500	292,800	338,200	376,400	392,400	412,300
75	243,900	293,200	338,700	377,100	392,800	412,600
76	244,400	293,600	339,300	377,700	393,200	412,800
77	244,900	293,800	339,600	378,200	393,500	413,000
78	245,400	294,100	340,100	378,700	393,800	
79	245,900	294,300	340,500	379,300	394,100	
80	246,400	294,600	340,900	379,800	394,300	
81	246,800	294,800	341,300	380,300	394,500	
82	247,400	295,000	341,800	380,900	394,800	
83	247,800	295,300	342,300	381,400	395,100	
84	248,200	295,500	342,800	381,700	395,300	
85	248,600	295,800	343,100	382,100	395,500	
86	249,000	296,100	343,500	382,600	395,800	
87	249,400	296,400	344,000	383,000	396,100	
88	249,800	296,700	344,500	383,400	396,300	
89	250,200	297,000	344,800	383,800	396,500	
90	250,700	297,400	345,200	384,300	396,800	
91	251,000	297,700	345,700	384,700	397,100	
92	251,300	298,100	346,100	385,100	397,300	
93	251,600	298,300	346,300	385,400	397,500	
94		298,500	346,700	385,900	397,800	
95		298,800	347,200	386,300	398,100	
96		299,200	347,600	386,700	398,300	
97		299,500	347,800	387,000	398,500	
98		299,800	348,200	387,500		
99		300,200	348,600	387,900		
100		300,600	348,900	388,300		
101		300,800	349,200	388,600		
102		301,100	349,600			
103		301,500	350,000			
104		301,800	350,400			

	105		302,000	350,900				
	106		302,300	351,300				
	107		302,700	351,700				
	108		303,000	352,100				
	109		303,200	352,600				
	110		303,600	353,000				
	111		304,000	353,300				
	112		304,300	353,600				
	113		304,500	354,100				
	114		304,700					
	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		307,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		円 190,400	円 218,100	円 258,500	円 278,100	円 293,300	円 319,000	円 361,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

### 医療職給料表

#### ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700

7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
22	335,000	403,900	453,300	517,700	
23	338,400	405,500	455,600	519,500	
24	341,700	407,100	457,800	521,300	
25	345,000	408,800	459,800	522,900	
26	347,500	411,000	462,100	524,700	
27	350,000	413,100	464,300	526,500	
28	352,300	415,100	466,600	528,300	
29	354,400	417,200	468,700	529,900	
30	356,100	419,300	470,900	531,700	
31	357,800	420,900	473,200	533,500	
32	359,600	422,600	475,300	535,300	
33	361,500	424,500	477,100	536,900	
34	363,700	426,000	479,200	538,700	
35	365,800	427,800	481,300	540,400	
36	367,800	429,600	483,300	542,100	
37	369,700	431,500	485,400	543,700	
38	371,900	433,500	487,100	545,300	
39	374,000	435,300	488,900	546,700	
40	376,000	437,200	490,700	548,300	
41	378,000	439,000	492,300	549,800	
42	378,700	440,700	494,100	551,200	
43	379,300	442,400	495,900	552,600	
44	380,000	444,200	497,500	553,900	

45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	

	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400	円 567,400

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	168,500	204,400	238,100	261,000	289,900
	2	169,900	206,100	239,400	262,100	291,700
	3	171,300	207,600	240,700	263,300	293,700
	4	172,700	209,000	241,900	264,400	295,700
	5	174,100	210,500	243,100	265,600	297,500
	6	175,900	211,700	244,300	266,900	299,500
	7	177,600	212,900	245,400	268,000	301,300
	8	179,200	214,100	246,600	269,000	303,200
	9	180,800	215,600	247,500	270,100	305,000
	10	182,500	217,100	248,600	270,800	306,700
	11	184,100	218,600	249,900	271,500	308,200
	12	186,100	220,100	251,000	272,300	309,800
13	187,500	221,500	252,300	273,300	311,500	

14	189,300	223,000	253,500	274,300	313,400
15	191,300	224,500	254,800	275,400	315,500
16	193,100	226,100	256,000	276,500	317,300
17	195,000	227,400	256,800	277,700	319,100
18	196,300	228,700	258,000	279,200	321,000
19	197,800	230,100	259,100	280,800	322,900
20	199,200	231,400	260,200	282,400	324,800
21	200,400	232,500	261,400	284,000	326,600
22	201,900	233,600	262,200	285,600	328,500
23	203,300	234,800	263,000	287,200	330,300
24	204,700	235,900	263,800	288,800	332,200
25	206,300	237,000	264,800	290,400	333,900
26	207,300	238,200	265,800	291,900	335,900
27	208,400	239,400	266,800	293,500	337,800
28	209,500	240,500	267,800	295,100	339,600
29	210,700	241,500	269,000	296,400	340,900
30	211,800	242,800	270,500	297,900	342,700
31	212,900	244,300	272,000	299,400	344,400
32	214,100	245,500	273,400	300,900	346,300
33	215,500	246,500	274,600	302,500	348,000
34	216,800	247,800	276,200	304,100	349,800
35	218,100	248,700	277,700	305,700	351,600
36	219,300	249,900	279,200	307,300	353,400
37	220,300	251,200	280,500	308,600	355,000
38	221,300	252,200	281,900	310,200	356,800
39	222,300	253,300	283,300	311,700	358,400
40	223,400	254,300	284,600	313,300	360,000
41	224,300	255,200	285,700	314,900	361,200
42	225,100	256,000	287,100	316,500	362,300
43	225,900	256,800	288,500	318,100	363,500
44	226,800	257,600	289,800	319,600	364,700
45	227,700	258,400	291,200	320,500	365,700
46	228,600	259,600	292,800	321,900	366,500
47	229,500	260,800	294,300	323,500	367,600
48	230,400	262,000	295,700	325,100	368,700
49	231,100	263,300	296,900	326,500	369,700
50	232,100	264,600	298,400	327,800	370,700
51	233,000	265,700	299,700	329,000	371,700
52	233,800	266,700	301,300	330,200	372,600
53	234,100	267,700	302,600	331,200	373,400

54	234,900	268,800	304,000	332,200	374,200
55	235,500	269,900	305,400	333,200	375,100
56	236,200	271,100	306,700	334,200	375,900
57	236,800	271,800	307,700	334,700	376,400
58	237,400	272,900	308,900	335,600	377,200
59	237,900	274,000	310,100	336,400	378,100
60	238,400	274,900	311,600	337,300	378,900
61	239,000	275,700	312,900	338,000	379,300
62	239,500	276,700	314,100	338,300	380,000
63	240,100	277,600	315,300	338,800	380,700
64	240,700	278,500	316,500	339,400	381,300
65	241,200	279,400	317,800	340,000	381,700
66	241,700	280,400	318,600	340,700	382,300
67	242,300	281,300	319,300	341,400	383,000
68	242,800	282,200	320,000	342,000	383,600
69	243,300	283,100	320,600	342,700	384,000
70	243,800	284,100	321,300	343,200	384,500
71	244,200	285,200	322,000	343,800	385,000
72	244,700	286,200	322,700	344,500	385,500
73	245,200	286,800	323,300	344,800	386,100
74	245,700	287,300	323,500	345,400	386,600
75	246,200	287,800	324,000	345,900	387,200
76	246,700	288,600	324,500	346,400	387,800
77	247,100	289,500	325,100	346,900	388,300
78	247,400	290,100	325,600	347,400	388,800
79	247,700	290,700	326,100	347,900	389,400
80	247,900	291,200	326,500	348,300	389,900
81	248,100	291,700	327,100	348,600	390,200
82	248,400	292,200	327,600	348,900	390,700
83	248,700	292,600	328,000	349,300	391,100
84	248,900	292,900	328,500	349,600	391,500
85	249,100	293,100	329,000	350,100	391,900
86		293,300	329,400	350,400	392,400
87		293,500	329,600	350,700	392,800
88		293,700	329,900	351,000	393,200
89		294,100	330,300	351,400	393,600
90		294,300	330,700	351,700	394,100
91		294,500	331,100	352,100	394,500
92		294,700	331,500	352,400	394,900
93		295,100	331,800	352,800	395,300

	94		295,300	332,000	353,100	395,800
	95		295,500	332,400	353,400	396,200
	96		295,800	332,700	353,700	396,600
	97		296,100	333,000	354,000	397,000
	98		296,300	333,300	354,400	
	99		296,500	333,600	354,800	
	100		296,800	333,900	355,200	
	101		297,100	334,100	355,800	
	102		297,300	334,400	356,200	
	103		297,500	334,800	356,600	
	104		297,800	335,000	357,000	
	105		298,100	335,200	357,500	
	106			335,400		
	107			335,800		
	108			336,000		
	109			336,200		
	110			336,600		
	111			337,000		
	112			337,400		
	113			337,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 191,400	円 218,200	円 246,700	円 260,200	円 285,600

備考 この表は、診療所に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他市長の定める医療技術員としてその業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	184,900	212,700	255,700	274,700	296,300
	2	186,300	214,600	257,100	275,600	297,900
	3	187,900	216,600	258,600	276,400	299,500
	4	189,300	218,500	260,100	277,200	301,100
	5	190,800	220,500	261,300	277,800	302,400
	6	192,300	222,400	262,100	278,700	304,100
	7	193,800	224,200	262,900	279,400	305,700
8	195,300	225,900	263,600	280,300	307,400	

9	196,500	227,600	264,300	281,200	309,000
10	198,200	229,000	265,000	281,800	310,400
11	199,900	230,400	265,800	282,700	311,600
12	201,400	231,300	266,500	283,600	312,900
13	202,800	232,700	267,400	284,500	314,100
14	204,800	233,700	268,300	285,400	315,800
15	206,900	234,700	269,100	286,400	317,400
16	208,900	235,600	270,000	287,300	319,000
17	211,000	236,700	270,500	288,300	320,500
18	213,000	238,100	271,300	289,300	322,000
19	215,100	239,600	272,100	290,300	323,500
20	217,100	240,700	272,900	291,400	325,000
21	219,000	241,800	273,600	292,700	326,400
22	220,800	243,400	274,300	294,100	327,800
23	222,500	245,100	275,000	295,400	329,300
24	224,200	246,500	275,800	296,600	330,700
25	225,500	247,700	276,700	297,700	332,100
26	226,800	249,100	277,400	299,100	333,500
27	227,900	250,500	278,200	300,500	335,000
28	228,900	251,800	279,000	301,900	336,400
29	230,100	253,200	280,000	302,900	337,500
30	230,900	254,200	281,100	304,300	339,000
31	231,700	255,000	282,500	305,600	340,400
32	232,400	255,700	283,700	306,800	341,900
33	233,500	256,600	285,000	308,000	343,400
34	234,700	257,500	286,300	309,400	344,900
35	235,800	258,400	287,400	310,800	346,500
36	236,800	259,100	288,600	312,200	348,000
37	237,900	259,800	290,000	313,600	349,600
38	239,200	260,700	291,100	314,900	351,200
39	240,500	261,600	292,200	316,300	352,700
40	241,700	262,500	293,300	317,700	354,200
41	242,500	262,900	294,300	319,200	355,400
42	243,500	263,700	295,500	320,600	357,000
43	244,500	264,500	296,700	322,000	358,500
44	245,500	265,200	297,900	323,400	359,900
45	246,500	266,000	299,000	324,200	361,300
46	247,600	266,700	300,300	325,600	362,300
47	248,500	267,400	301,600	327,000	363,700
48	249,300	268,100	302,900	328,500	365,000

49	250,100	268,800	304,000	329,600	366,300
50	251,000	269,600	305,200	330,900	367,800
51	251,900	270,300	306,400	332,200	369,100
52	252,700	271,200	307,700	333,500	370,400
53	253,300	272,100	309,100	334,900	371,900
54	254,200	273,300	310,400	336,200	373,100
55	255,200	274,400	311,700	337,500	374,200
56	256,000	275,600	313,000	338,800	375,400
57	256,700	276,800	313,800	339,700	376,500
58	257,600	278,200	315,000	341,000	377,400
59	258,200	279,500	316,200	342,200	378,500
60	259,000	280,800	317,600	343,500	379,400
61	259,700	282,100	318,700	344,500	380,000
62	260,400	283,300	320,000	345,500	380,800
63	261,100	284,400	321,200	346,600	381,600
64	261,800	285,500	322,400	347,800	382,400
65	262,400	286,500	323,700	348,900	383,100
66	263,100	287,700	325,000	350,100	383,800
67	263,800	288,900	326,200	351,300	384,600
68	264,400	289,900	327,400	352,300	385,300
69	265,000	291,000	328,100	353,300	385,900
70	265,600	292,400	329,200	354,300	386,500
71	266,400	293,700	330,300	355,400	387,200
72	267,200	294,900	331,200	356,600	387,800
73	268,400	295,900	332,300	357,400	388,500
74	269,500	297,200	333,000	358,500	389,000
75	270,500	298,400	334,200	359,600	389,700
76	271,600	299,600	335,300	360,600	390,200
77	272,500	301,000	336,400	361,300	390,600
78	273,400	302,200	337,600	362,100	391,200
79	274,300	303,400	338,700	362,900	391,700
80	275,200	304,600	339,800	363,600	392,000
81	276,000	305,100	340,900	364,200	392,300
82	276,900	306,300	342,000	364,700	392,800
83	277,800	307,400	343,000	365,300	393,200
84	278,400	308,500	344,100	365,800	393,500
85	279,100	309,600	345,100	366,400	393,800
86	279,900	310,800	346,100	367,000	394,300
87	280,600	312,100	347,000	367,600	394,800
88	281,300	313,200	348,000	368,100	395,200

89	282,100	314,300	348,900	368,500	395,500
90	282,900	315,500	349,700	368,900	395,900
91	283,700	316,700	350,500	369,500	396,400
92	284,500	317,800	351,300	370,000	396,800
93	285,300	318,600	351,900	370,300	397,200
94	286,300	319,300	352,500	370,800	397,600
95	287,200	320,000	353,200	371,200	398,100
96	288,100	320,600	353,800	371,500	398,500
97	288,700	321,100	354,200	372,100	398,900
98	289,400	321,400	354,600	372,600	399,300
99	290,000	322,100	355,100	373,100	399,800
100	290,900	322,700	355,600	373,600	400,200
101	291,700	323,100	356,100	374,200	400,700
102	292,500	323,700	356,500	374,700	401,100
103	293,300	324,300	357,000	375,200	401,600
104	294,100	324,800	357,400	375,600	402,000
105	294,700	325,200	357,700	376,200	402,400
106	295,200	325,700	358,200	376,700	
107	295,700	326,200	358,600	377,200	
108	296,100	326,700	358,900	377,700	
109	296,300	327,100	359,400	378,400	
110	296,600	327,500	359,900	378,800	
111	296,800	327,800	360,400	379,300	
112	297,100	328,100	360,900	379,800	
113	297,400	328,400	361,400	380,400	
114	297,600	328,800	361,900		
115	297,900	329,200	362,400		
116	298,100	329,500	362,800		
117	298,400	329,700	363,200		
118	298,700	330,000	363,600		
119	299,000	330,400	364,100		
120	299,400	330,600	364,600		
121	299,700	330,800	365,000		
122	300,100	331,100	365,500		
123	300,400	331,400	366,000		
124	300,800	331,700	366,500		
125	301,000	331,900	366,900		
126	301,200	332,200			
127	301,500	332,600			
128	301,900	332,800			

129	302, 100	333, 100
130	302, 400	333, 300
131	302, 800	333, 700
132	303, 200	333, 900
133	303, 400	334, 200
134	303, 700	334, 600
135	304, 100	335, 000
136	304, 400	335, 400
137	304, 600	335, 700
138	304, 900	336, 100
139	305, 300	336, 500
140	305, 600	336, 900
141	305, 800	337, 200
142	306, 200	337, 600
143	306, 600	337, 900
144	306, 900	338, 300
145	307, 100	338, 600
146	307, 300	339, 000
147	307, 600	339, 400
148	308, 000	339, 800
149	308, 200	340, 100
150	308, 400	340, 500
151	308, 700	340, 900
152	309, 000	341, 300
153	309, 400	341, 600
154	309, 600	
155	309, 800	
156	310, 100	
157	310, 400	
158	310, 800	
159	311, 100	
160	311, 400	
161	311, 800	
162	312, 100	
163	312, 400	
164	312, 700	
165	313, 100	
166	313, 400	
167	313, 700	
168	314, 000	

	169	314,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円 238,200	円 258,700	円 266,000	円 276,200	円 292,700	円 292,700

備考 この表は、診療所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

3～5 [略]	3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>383,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>431,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>481,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>544,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>620,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>724,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>846,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	号給	給料月額		円	1	<u>383,000</u>	2	<u>431,000</u>	3	<u>481,000</u>	4	<u>544,000</u>	5	<u>620,000</u>	6	<u>724,000</u>	7	<u>846,000</u>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>710,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>830,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>383,000</u>																																				
2	<u>431,000</u>																																				
3	<u>481,000</u>																																				
4	<u>544,000</u>																																				
5	<u>620,000</u>																																				
6	<u>724,000</u>																																				
7	<u>846,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				
備考 改正部分は、下線の部分である。																																					

第4条 宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)
第9条 〔略〕	第9条 〔略〕
2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。
3 〔略〕	3 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮古市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第8条、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第20条及び第21条の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮古市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和5年12月20日提出

宮古市長 山本正徳

理由

岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第 28 号

宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
 第 1 条 宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕	(期末手当) 第 6 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第 2 条 宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕	(期末手当) 第 6 条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用

する。

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和5年12月20日提出

宮古市長 山本正徳

理由

一般職の職員の給与改定内容に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

宮古市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮古市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（通勤手当及び期末手当）</p> <p>第 7 条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（通勤手当及び期末手当）</p> <p>第 7 条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額」とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第 2 条 宮古市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（通勤手当及び期末手当）</p> <p>第 7 条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（通勤手当及び期末手当）</p> <p>第 7 条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 49 号）第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額」とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の宮古市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の宮古市特別職

の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和5年12月20日提出

宮古市長 山本正徳

理由

一般職の職員の給与改定内容に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 第1条 宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮古市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当は、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の135</u>」と、同条第4項中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等)にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第25条 〔略〕</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の給与からの控除)</p> <p>第26条 <u>給与条例第7条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第27条 〔略〕</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当は、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、同条第4項中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等)にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第25条 〔略〕</p> <p>(補則)</p> <p>第26条 〔略〕</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当は、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の130</u>」と、同条第4項中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第10条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当は、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の135</u>」と、同条第4項中「死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した</p>

<p>在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第10条の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮古市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和5年12月20日提出

宮古市長 山本正徳

理由

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。